

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月12日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

南本牧污水处理施設の運転停止の間の仮設トイレ等の設置、運営及び撤去

2 履行(納品)場所

中区南本牧一円

3 契約日

令和6年9月2日

4 履行日又は履行期間

令和6年9月2日から令和6年12月2日まで

5 契約金額

6,479,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 横浜港災害対策支援協議会 会長 堀越 研司

所在 中区太田町1-15

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年9月1日に発生した南本牧污水处理施設の浸水によりふ頭内の下水処理が停止したことから、早急に仮設トイレ等の設置が必要であったため

8 契約の相手方の選定理由

受託者とは「災害時応急措置の協力に関する横浜市と横浜港災害対策支援協議会との協定」を締結しており、今回浸水に関しても必要な設備、資材及び労力等の迅速な確保が可能であったため

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課